

物品等賃貸借契約書

公立大学法人富山県立大学（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次の条項により、物品等賃貸借契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲に対し、別表の1の借入物品等（以下「借入物品等」という。）を、別表の3の期間（以下「借入期間」という。）にわたり、別表の4の月額賃貸料（以下「賃貸料」という。）をもって貸し付けし、甲はこれを借り受ける。

2 借入物品等の仕様等は、別紙仕様書によるものとし、明示していないもの又は疑義を生じたものについては、甲の指示に従うものとする。

（納入期限）

第2条 乙は、借入物品等を、別表の6の期限（以下「納入期限」という。）までに、別表の5の場所（以下「納入場所」という。）に納入しなければならない。

（納入期限の延長）

第3条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により、納入期限内に借入物品等を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をなすことができる。

2 前項の願い出は、納入期限内にしなければならない。

3 甲は、第1項の願い出が正当であると認めたときは、これを承認し、第11条の遅滞料を免除することができる。

（検査）

第4条 借入物品等は、すべて甲の行う検査に合格したものに限る。

2 前項の検査は、乙は借入物品等を搬入した日から10日以内に行わなければならない。検査に要する費用及び検査のため変質、消耗又はき損したものの損失は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、甲の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。乙は、もし立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 本条の検査合格後、借入物品等に滅失毀損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

（不合格品の処置）

第5条 検査の結果、不合格と決定した借入物品等は、乙は、遅滞なくこれを引き取り、速やかに代品を納入しなければならない。

2 前項の場合、特に1回に限り、甲は、相当日数を指定して手直しの期間を認めることがある。この手直しが終了したときは、更に届け出て検査を受けなければならない。

3 甲は、第1項の不合格品があっても、その不良の程度が軽微で使用上支障がないと認めるときは、賃貸料を相当額減額してこれを採用することができる。

（かし担保）

第6条 乙は、別紙仕様書に定めるところにより、借入物品等の隠れたかしについて無償でこれを補修し、又はこれを良品と取り替える責任を負うものとする。

2 乙がかしの補修又は取替えに応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、このために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は、賠償の責任を負わないものとする。

（管理）

第7条 甲は、善良な管理者の注意をもって借入物品等を管理しなければならない。

（公租公課）

第8条 借入物品等に係る公租公課その他一切の経費は、乙が負担するものとする。

（所有権の表示）

第9条 乙は、借入物品等について、その所有権を示す標示等を行うことができる。

(賃借料の支払)

第10条 甲は、乙に対し、借入期間中、毎月、賃借料を支払うものとする。ただし、支払の対象となる期間が1月に満たない場合は、日割り計算によって算定した金額を支払うものとする。

2 乙は、賃借料を毎翌月の末日までに書面により請求するものとし、甲は、乙の正当な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、前項の期限までに支払わないときは、期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払をすべき賃借料について年9.75パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を、乙に支払わなければならない。

(遅滞料)

第11条 乙は、期限内に借入物品等の納入を終了しないときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、未済部分に相当する金額について年9.75パーセントの割合で計算した遅滞料を支払わなければならない。

2 第5条第2項による手直しが、指定した期間後にわたるときは、前項の規定により遅滞料を支払わなければならない。

3 前2項の遅滞料徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。

(契約の変更)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し又は納入の中止をなすことができる。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議のうえ、賃借料又は納入期限を変更するものとする。

(甲の解除権)

第13条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙からこの契約の解除の申入れのあるとき。
- (3) 乙がこの契約条項に違反したとき。
- (4) 甲が行う借入物品等の検査に際し、乙又はその代理人等が、係員の職務執行を妨げ又は詐欺その他不正の行為があったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 取締役等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても甲はその損害を賠償しないものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合においては、乙は、甲の指示するところにより、遅滞なく借入物品等を回収するものとする。

4 甲は、第1項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、甲が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

第14条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金及び損害賠償）

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲に契約金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。

(1) 第13条第1項及び第14条の規定による場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙は、第1項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

4 第13条第4項の規定による契約の一部又は全部の解除により乙に損害が生じた場合において、甲が必要と認めるときは、甲はその損害を賠償するものとする。

（賠償の予約）

第16条 乙は、この契約に関して第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第14条第1項第1号又は第2号に該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他甲が特に認めるとき。

(2) 第14条第1項第3号に該当し、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、物品が納入された後においても適用する。

3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（物価の変動）

第17条 契約締結後において物価の変動があつて、賃借料が著しく不当となった場合は、その事情に応じて、甲乙協議のうえ、賃借料を変更することがある。

(権利義務の譲渡)

第 18 条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(原状復帰)

第 19 条 乙は、借入期間が満了したとき又は第 13 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙の負担において借入物品等を回収するものとする。

(機密情報及び個人情報の保護)

第 20 条 乙は、この契約による業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第 21 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 31 年 5 月 日

甲 富山県射水市黒河 5180

公立大学法人富山県立大学

理事長 渋谷 克人

乙 □□□□□□□□□□□□□□□□□□

株式会社○○○○○

△△△△ △△△

(別表)

1. 借入物品等名 (形式、規格)	富山県立大学計算機センターサーバシステム (形式、規格は別紙仕様書のとおり)
2. 借入物品等の数量	1 式
3. 借入期間	平成 32 年 1 月 1 日から平成 36 年 12 月 31 日まで
4. 賃借料の月額	月額 円 (消費税及び地方消費税を含む)
5. 納入場所	別紙仕様書のとおり
6. 納入期限	平成 31 年 12 月 27 日